

地区計画の区域内における行為の届出書

日建第 号

年 月 日

日野町長 様

届出者 住所  
氏名  
電話 ( ) -

都市計画法58条の2第1項の規定に基づき、

- (1) 土地の区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
- (5) 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

- 1. 行為の場所 蒲生郡日野町
- 2. 行為の着手予定日 年 月 日
- 3. 行為の完了予定日 年 月 日

(1)	土地の区画形質の変更	区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2)	建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
		(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
		(Ⅰ) 敷地面積			m <sup>2</sup>	
		(Ⅱ) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		(Ⅲ) 延べ面積	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	
		(Ⅳ) 建築物の用途				
		(Ⅴ) 建築物の最高高さ				
		概要	(Ⅵ) 壁面の位置	道路境界線まで 隣地境界線まで		m m
			(Ⅶ) 看板等の位置	外壁又はこれに変わる柱から突出する距離		m
			(Ⅷ) かき又はさくの構造	高さ		m
	(Ⅸ) 屋根勾配	/10(左記の勾配の屋根面積)		m <sup>2</sup>		
	建築物の意匠	屋根の色	外壁の色			
(3)	建築物の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積			m <sup>2</sup>	
		(ロ) 変更前の用途				
		(ハ) 変更後の用途				
(4)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5)	木竹の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>	

備考

- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を掲載すること。
- 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3. (2)(ロ)(Ⅸ)については、最も傾斜がきつい部分の数値を記載すること。
- 4. 建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。  
当該建築物の建築については(2)(ロ)(Ⅲ)延べ面積欄の( )の中に当該建築物の住宅用の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- 5. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときには、一つの届出書によることができる。
- 6. 添付図書 (1部作成)  
位置図・配置図・平面図・立面図

※連絡先 住所 :  
氏名 : 電話( ) -